省エネ適判部会Q&A

（2025年4月版）

＜目次＞

1　住宅・非住宅 共通

●制度等 …… P.2
　○制度等（適用除外建築物） …… P.3
●手続き等 …… P.4
●WEBプログラム …… P.5

2　住宅

●省エネ性能の評価（全般） …… P.6
●省エネ計算（外皮計算・WEBプログラム） …… P.7

3　非住宅

●WEBプログラム …… P.10
　○WEBプログラム（評価の対象となる設備等） …… P.10
● モデル建物法 …… P.12
　○モデル建物法（基本情報の入力） …… P.13
　○モデル建物法（外皮の評価） …… P.15
　○モデル建物法（空気調和設備等の入力） …… P.15
　○標準入力法 …… P.16

法第20条第一号の適用除外用途の整理 …… P.17
太陽光パネルのシステム容量　宣言書（案） …… P.19

一般社団法人住宅性能評価・表示協会

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条1項（同法第14条第2項の規定により読みかえて適用される場合を含む。）に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定制度の円滑な運用を図るため、国土交通省の他、所管行政庁及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関双方の協議・連絡調整の場として 、一般社団法人住宅性能評価・表示協会に省エネ適判部会を設置して活動を行っております。

番号	表題	質問	回答	公表日
●制度等				
1	評価対象建築物	開放性のある渡り廊下部分（②）で接続されており、建築基準法上、一の建築物（①～③）である場合、①・②・③のそれぞれの部分を別の建築物と見なして計算してもよいか。 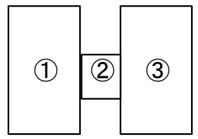 	建築基準法上、一の建築物であれば、それぞれの部分を別の建築物と見なして計算することはできません。	2018年4月
2	規模の算定	建築基準法上、床面積に算入されない部分を有する室に対し、高い開放性を有するかどうかを判定する場合、対象とする床面積は以下のいずれでしょうか。 ①建築基準法上床面積に算入される部分のみを対象とする。 ②建築基準法上床面積に算入されない部分を含めた全体を対象とする。	①です。基準適合義務の要否は建築基準法の床面積をベースに高い開放性のある部分を除いた面積で判断するためです。（床面積2000㎡以上の大規模非住宅の対象可否判断についても同様です。）建築基準法上の面積に対し、1/20以上の開放性があることを確認することで支障ありません。なお、基準適合義務の対象外と判断された場合、適合性判定は不要となります。	2018年10月
3	増築	既存建築物の一部を除却し同一棟増築となる計画において、既存部分とは、確認申請と同様に除却部分を除いた既存建築物の部分と考えてよいか。	貴見の通りです。	2020年10月
4	図書への記名押印	計画書の添付図書において、確認申請と同様に設計者の記名が必要となっているが、具体的にどの添付図書に必要となるか	施行規則第３条に基づき、計画書の添付図書には設計者の記名が必要となります。具体的な添付図書については、同条表に規定されており、設計内容説明書、付近見取図、配置図、仕様書（仕上げ表を含む。）、各階平面図、床面積求積図、用途別床面積表、断面図又は矩形図、各部詳細図、各種計算書、及び空気調和設備等の機器表、仕様書、系統図、各階平面図又は制御図等となります。 　なお、設計内容説明書等について明示すべき全ての事項が他の図書に明示されている場合、同施行規則第３条第２項に基づき、当該図書等の添付を省略することができます。こうした場合であっても、設計内容説明書等を計画書の添付図書又は参考図書として、受理をすることは差支えありません。参考図書（施行規則の規定外の図書）として受理をする場合は、記名は不要とすることが可能です。	2018年4月 2021年4月1日改正
5	確認審査報告書	指定確認検査機関は建築基準法第6条の2第5項に基づき確認審査報告書を特定行政庁に提出することとなっているが、その添付書類として同規則第3条の5第3項第三号で「適合判定通知書又はその写し」とある。ここで言う適合判定通知書とは構造計算適合性判定に係る適合判定通知書のことであり、省エネ適合性判定に係る適合判定通知書については対象でないという理解でよいか。	貴見の通りです。当該「適合判定通知書」は、構造計算適合性判定の適合判定通知書を指しており、省エネ適合性判定については対象外です。なお、特定行政庁は指定確認検査機関より送付される「行政報告チェックリスト（平成19年7月5日国土交通省告示第885号別記第一号様式）」を以って、対応状況を確認することになります。	2019年4月
6	図書の保存	適合性判定において、適合性判定に要した書類の保存期間に規定はあるか。	登録省エネ判定機関においては、適合判定通知書を交付した日から15年間保存しなければならないという規定があります。 所管行政庁においては、法令上特に定めは無いので、行政庁ごとの判断で保存することとなります。 なお、建築基準法上では、適合判定通知書又はその写しを保存する必要があり、その保存期間は15年間となっています。また、性能向上計画認定等の認定を受けたもので建築物省エネ法11条第6項を適用する場合は、認定通知書又はその写しを15年間保存する必要があります。	2019年4月
7	処分等概要書への記載	構造計算適合性判定と同様に、建築基準法令による処分等概要書に、省エネ適合判定通知書の番号を記載する必要があるか。	処分等概要書に省エネ適合判定通知書の番号を記載する必要ありません。構造計算適合性判定は建築基準法令ですが、省エネ適合性判定は建築基準法令ではなく、建築基準関係規定の一部ですので、建築基準法令に基づく処分等概要書への記載は不要です。	2019年4月
8	確認済証への記載	構造計算適合性判定と同様に、省エネ適合性判定を受けた場合、確認申請の確認済証に省エネ適合判定通知書の番号を記載する必要があるか。	省エネ適合判定通知書の番号を確認済証に記載する必要はありません。構造計算適合性判定は建築基準法令ですが、省エネ適合性判定は建築基準法令ではなく、建築基準関係規定の一部ですので、建築基準法令に基づく確認済証への記載は不要です。	2019年4月

番号	表題	質問	回答	公表日
9	省エネ性能に影響しない変更	適合判定通知書の交付後、完了検査前に建築主、代理者、設計者の変更が発生した場合、建築物省エネ法ではどのような手続きが必要か。	省エネ性能に影響しないため建築物省エネ法上の変更手続きは不要となります。完了検査を依頼する特定行政庁または指定確認検査機関の指示に従い必要に応じて変更内容の説明資料を提出してください。建築確認手続きにおいて建築主等変更届等が提出されている場合はこの限りではありません。	2019年4月
10	輸入サッシ・輸入玄関ドアの取 扱いについて	輸入のサッシ及び玄関ドア等の熱貫流率と日射熱取得率について、性能値による申請がされた場合はどのように確認すればよいか。	JIS Q 17050-1(ISO/IEC17050-1)に基づく自己適合宣言書(カタログ、仕様書等の資料を含む)の提示を原則とします。 外国語の場合、翻訳がされている等、内容が理解できることを原則とします。 自己適合宣言書が確認できない場合は、適合していることが明らかと判断できる仕様に応じた値のなかで、性能が最も低い数値を採用することとします。 ＜例:サッシ(枠:金属製建具、ガラス:単板ガラス)、玄関ドア(金属製又はその他)＞	2020/3/6 2021/3/15
○制度等(適用除外建築物)				
1	適用除外建築物(令第4条第1項第一号の複数の用途のみ)	当該建築物の確認申請書　第四面【2. 用途】欄が、施行令第4条第1項第一号の複数の用途のみである場合、適用除外建築物としてよいか。 例:自動車車庫と自転車駐車場 自転車駐車場と公共用歩廊	貴見の通りです。	2018年4月
2	適用除外建築物(令第4条第1項第二号の複数の用途のみ)	当該建築物の確認申請書　第四面【2. 用途】欄が、施行令第4条第1項第二号の複数の用途のみである場合、適用除外建築物としてよいか。(ただし、「壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるもの」に該当する場合とする。) 例:スケート場と水泳場 観覧場とスポーツの練習場	貴見の通りです。	2018年4月
3	適用除外建築物(令第4条第1項第一号及び第二号)	当該建築物の確認申請書　第四面【2. 用途】欄が、施行令第4条第1項第一号及び第二号の複数の用途のみである場合、適用除外建築物としてよいか。(ただし、第二号の用途の部分については、「壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるもの」に該当する場合とする。) 例:自転車駐車場(第一号)とスポーツの練習場(第二号)	適用除外建築物とはなりません。この場合、高い開放性を有する部分(スポーツの練習場の部分)の床面積を除いた面積が規制対象規模となるかどうかを判断していただくこととなります。	2018年4月
4	適用除外建築物	平成29年3月15日付け国住建環第215号、国住指第4190号における「1. (3)規制措置の適用除外となる建築物について」で示されている用途については、空調設備が設置されている場合であっても適用除外としてよいか。	当該用途は、その用途の特性から空気調和設備を設ける蓋然性が低い用途として例示されているものであるため、適用除外として取り扱って差し支えありません。(詳細については**[別紙1]参照**)	2019年4月 2019年11月別紙追加 2021年4月改正
5	適用除外について	令和7年4月1日以降に増改築の工事に着手する建築物は増改築部分で基準適合を確認することになりますが、適用除外の判断についてはどのようか。	既存部分を含む建築物全体が適用除外用途である場合に適用除外となります。	2025年4月
6	適用除外の対象となる用途について(※令和7年4月以降の取り扱い)	工場等の敷地に別棟で新築又は増改築される10㎡を超える機械室のみの建築物(ポンプ室、ボイラー室等であり、空調設備が設置されていないもの)について、施行令第4条第1項第1号の「自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途」と解し、適用除外として良いか。	貴見の通りです。	2025年4月

番号	表題	質問	回答	公表日
●手続き等				
1	省エネ計算書（各種計算書）への記名	計画書の添付図書で、設計者の記名が必要となる設計図書以外の各種計算書については、確認申請での取り扱いに準じて、第一面又は表紙に記名をおこなえばよいか。	貴見のとおりです。	2018年4月 2021年4月改正
2	記名を行なう設計者	計画書に添付する設計図書への記名を行う設計者は、当該図書に係る全ての設計者とする必要があるか。 また、確認申請において設備設計一級建築士の関与等が必要となる場合、記名が必要か。	設計図書に記名する設計者は、設計を行った建築士であることが必要です。 ある設計図書の設計者が複数いるような場合、例えば、代表となる設計者が「全ての設計図書」を作成、他の設計者が「××の設計図書」を作成している場合、「××の設計図書」に関しては、いずれかの設計者の記名があれば差し支えありません。 また、確認申請において設備設計一級建築士の関与が必要である場合であっても、設計図書への記名は不要です。	2018年4月 2021年4月改正
3	計画書の記載方法	建築基準法上、別棟扱いとなっている場合は、計画書 第三面の【3.建築面積】【4.延べ面積】は、棟単位と敷地単位いずれの面積とすべきか。	計画書 第三面の【3.建築面積】【4.延べ面積】は、棟単位の数値を記載することを基本とします。 建築面積等について、敷地単位の数値を記載する場合は、審査の円滑化のため備考欄などにその旨記載してください。	2018年4月
4	性能確認書類	適合性判定において、建材・設備の仕様等（JIS規格等）については、設計図書に明示等することとなっているが、自己適合宣言書等の性能確認書類の提出は不要となるのか。	貴見のとおりです。設計図書には、省エネ基準に係る建材・設備の仕様等の明示が必要となりますが、性能を特定するための書類の提出は不要です。 ただし、工事監理・完了検査において、設計図書に明示されたとおり工事が実施されていることの確認・検査が行われることとなるため、建材・設備の納入仕様書及び自己適合宣言書等の性能証明書類が必要となります。	2018年4月
5	床面積の算定方法	建築物省エネ法に基づき、省エネ計画に添える床面積求積図の明示は、建築物の各部分の寸法の明示を省いて、CADで求積した数値の記載のみの明示でよいか。	CAD・BIMによる求積も可能ですが、省エネ計画に添付する求積図は、各部分の最低限の寸法の明示が必要となります。	2018年10月
6	行政庁等の申請先	対象建築物又は敷地が2つの所管行政庁の管轄区域にまたがる場合は、確認申請と同様に、敷地の過半が属する所管行政庁に申請を行ってよいか。	貴見の通りです。	2019年4月
7	省エネ計算書（各種計算書）への記名	省エネ計算書の第一面又は表紙に設計者の記名が必要ですが、非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム及びエネルギー消費性能計算プログラム住宅版から出力される計算結果に表示される入力責任者が設計者と同一である場合、設計者の氏名の記載に代えることは可能ですか。	貴見の通りです。モデル建物法、標準入力法、住宅版計算プログラムのいずれも設計者の氏名の記載に代えることが可能です。	2021年4月

番号	表題	質問	回答	公表日
8	計画通知書	施行規則 様式第十一の計画通知書の、提出先(「所管行政庁又は登録省エネ判定機関　殿」)より下部(黄色着色部分)の番号及び日付は何を記入するのか。また記入は必須か。 様式第十一(第九条第一項関係)(日本産業規格A列4番) (第一面) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定による 計画通知書 年　月　日 所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関　殿 第　号 年　月　日 通知者官職	国等の機関の長による適合性判定に関する計画通知番号と日付になります。当該番号と日付がある場合に記入します。なお施行規則 様式第十三又は施行規則 様式第十七の適合判定通知書の「1.通知年月日」も、当該部分に記入がある場合に明示されます。 様式第十三(第九条第三項関係)(日本産業規格A列4番) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による 適合判定通知書 第　号 年　月　日 建築主　殿 所管行政庁　印 下記の計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。 記 1. 通知年月日　年　月　日付け　第　号 2. 建築場所	2022年4月
9	判定済み物件において着工日が施行日後となる際の手続きについて	令和7年3月31日までに増改築に係る適合判定通知書を受けた物件について、着工が施行日後となる際、その後に必要な手続きはどのようか。また、大規模非住宅建築物の基準の適用が変わる場合はどのようか。	判定の対象となる範囲が増改築部分となり再計算が必要となるため、完了検査申請時に軽微な変更説明書に軽微変更該当証明書を添付して提出することになります。基準の適用が変わる場合も同様です。ただし、再計算の際に増改築部分の計算方法、用途、モデル建物のいずれかを変更する場合は根本的な変更となるため計画変更の手続きが必要です。	2025年4月
●WEBプログラム				
1	WEBプログラムのバージョン	適合判定通知書の交付と軽微変更該当証明書の取得に一定の期間があり、WEBプログラムのバージョン変更があった場合、軽微変更該当証明申請書に添付する計算書は適合判定時のWEBプログラムを使用してもよいか。	貴見のとおりです。ただし、申請時点で使用できるWEBプログラムは、「建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報のページ」に公開されているWEBプログラムのバージョンに限られます。	2018年4月
2	地域の区分	対象建築物又は敷地が2つの地域の区分にまたがる場合、確認申請と同様に、敷地の過半が属する地域の区分で計算を行なってよいか。	貴見の通りです。	2019年4月
3	評価の対象外となる室	計画する建築物(室)の利用スケジュールが基準設定と異なるという理由で計算対象外の室とすることや設備能力を低減することは可能か。(例えば、週に2日しか営業しないため、該当するカレンダーパターンがないことにより計算の対象外とすることは認められるか。)	建築物省エネ法第16条の大臣認定を取得する場合を除き、不可です。省エネ計算においては、基準一次エネルギー消費量・設計一次エネルギー消費量を求める際に共通のスケジュール条件のもとに計算を行い、両者を比較するため、当該室の実際の利用スケジュールに捉われる必要はありません。	2018年10月

番号	表題	質問	回答	公表日
●省エネ性能の評価（全般）				
1	鉛直方向において傾きのある壁はどの角度まで壁と扱えるか	外皮性能に関する基準において、壁に鉛直方向の傾きがある場合、下図に示すように45°を基準にして壁と屋根に区別できると判断してよいか。また、開口部の扱いも同様に壁の開口部と真上方向の開口部に区別できると判断してよいか。 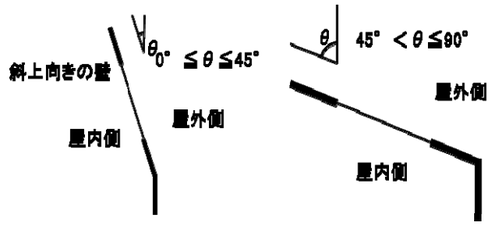 図1.壁として扱う　図2.屋根として扱う	当該壁面について、屋根面としての処理・仕様がされている場合は屋根として扱い、壁面としての処理・仕様がされている場合は壁として扱います。なお、処理・仕様により判断がつかなかった場合は、屋根として扱います。	2025年4月
2	日射熱取得量における外付けブラインド設置の件	日射熱取得量計算において、外付けブラインドの設置がある場合、冷房期は閉じた状態、暖房期は開けた状態としてもよいか。	冷房期と暖房期で分けることはできません。	2025年4月
3	壁の熱貫流率を求める際の密閉空気層の取り扱いについて	壁の熱貫流率計算において、下図のように階間に通ずる空気層が存する場合、当該空気層を密閉空気層と判断し、壁の熱貫流率計算に含めてよいか。 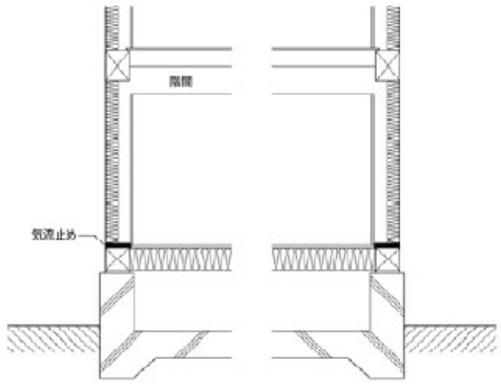 	部位の熱貫流率計算において密閉空気層と判断できるのは、当該部位の空気層が他の部位の空気層に連続していないことが条件となります。よって図のような場合は密閉空気層として壁の熱貫流率計算に含めることはできません。	2025年4月
4	一次エネルギー消費量計算における照明の評価について	洗面化粧台、キッチンの手元灯、ユニットバスの照明は審査対象となるか？	審査対象となります。	2025年4月
5	平均日射熱取得率の適用対象	物理的に直達光が当たらない壁等（中廊下など）の日射熱取得の加算はしないと解してよいか。 また、窓を介した日射のみが当たる部位についても同様と解してよいか。	貴見のとおりです。 具体的には、標準計算におけるηAC、ηAHの計算上は日射熱取得を0として計算し、また、住宅仕様基準の適用に際しては、1(3)ロの基準を適用する必要はありません。	2025年4月
6	乾式壁等における部位の熱貫流率の算定について	乾式壁等において、LGSが下図のような千鳥配置となっている場合、部位の熱貫流率の算定はどのように考えるのか。 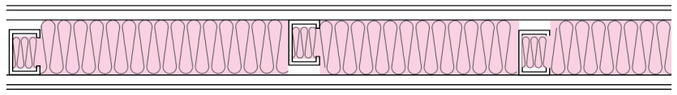	図の場合、LGSが外装材と密着していない（空気層がある）部分があるため、熱橋部の扱いとはなりません。なお、空気層が他の空間と連通している場合は、面材を考慮することはできません。	2025年4月

番号	表題	質問	回答	公表日
●省エネ計算（外皮計算・WEBプログラム）				
1	熱的境界の設定	外皮標準計算において、下図のように住宅の一部を除いて熱的境界を設定できるか。 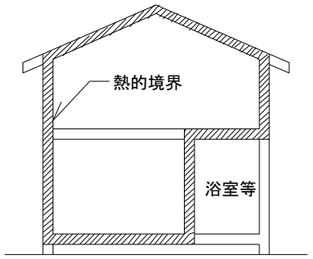 	設定できません。外皮計算において、一戸建ての住宅及び共同住宅等の住戸の熱的境界の設定は住宅仕様基準1（1）「断熱構造とする部分」に準じます。	2025年4月
2	ボイドスラブの熱貫流率の考え方について	図のようにボイド型枠を設置した場合、当該スラブの熱貫流率については、原則ボイド型枠の熱抵抗（BB’断面）を考慮せず、全てコンクリート（AA’断面　厚さD）として計算することでよいか。 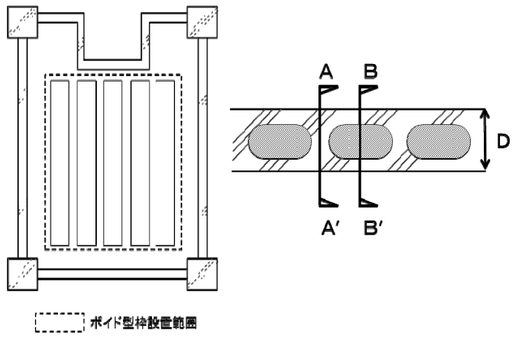 	貴見のとおりです。また、ボイド型枠を含めた熱貫流率（BB’断面）を考慮する場合は、任意評定等が必要となります。	2025年4月
3	鉄筋コンクリート造等で玄関床が断熱層を貫通する部分の断熱補強について	鉄筋コンクリート造等で玄関床が断熱層を貫通する部分の断熱補強については施工上やむを得ない箇所として扱い、玄関床以外の部分の断熱補強の有無によって、線熱貫流率を判断してもよいか。	貴見のとおりです。	2025年4月
4	鉄骨造における熱橋部分の断熱補強材について	鉄骨造の線熱貫流率Ψの算出において、H型鋼のウェブにのみ断熱材を施工する場合、当該断熱材の熱抵抗を「外装材＋断熱補強材の熱抵抗」における断熱補強材として扱うことは可能か。 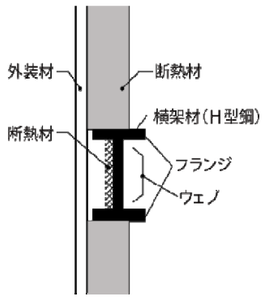 	ウェブのみに断熱材を施工している場合、断熱補強材として熱抵抗を加算できず「外装材」のみの熱抵抗となります。なお、ウェブ及びフランジに断熱材を施工し熱橋部分を覆った場合は、「外装材＋断熱補強材の熱抵抗」における断熱補強材として扱うことが可能です。	2025年4月

番号	表題	質問	回答	公表日
5	共同住宅における線熱橋Ψの案分について	外皮性能標準計算において、図のように天井に断熱材を施工する場合、線熱橋Ψの案分についてどのように考えれば良いか？ 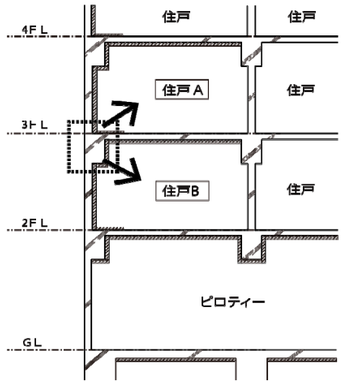 	住戸Bの熱橋はないものとし、住戸Aが熱橋を全て負担することとなります。	2025年4月
6	外皮計算で外壁等にかかる日射遮蔽効果を見込む場合	外皮性能標準計算において、外壁等の日除けによる日射遮蔽効果を計算で見込む場合は、方位ごとにその効果を見込むかの判断ができ、その範囲については該当する日除けの鉛直下方部分のみと解してよいか。	貴見のとおりです。	2025年4月
7	複数の日除けを有する場合の日射遮蔽効果について	外皮性能標準計算において、外壁等の日除けによる日射遮蔽効果を計算で見込む場合で、複数の日除けを有する下図のB部分については、軒と庇どちらの日射遮蔽効果を見込めばよいか。 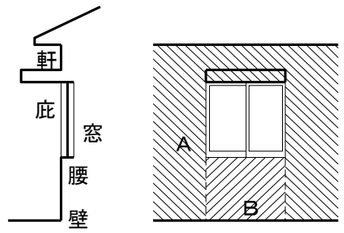 	複数の日除けを有する場合、そのいずれか一つで計算を行うこととします。図のB部分は軒もしくは庇のいずれかによる日射遮蔽効果を勘案することができます。	2025年4月
8	仮想床の吹抜け【等】の範囲について	一次エネ標準計算において、室内階段（ペントハウス用階段も含む）も4.2m以上の天井高さを有すれば「吹抜け等」に該当し、仮想床面積に算入すると解してよいか。 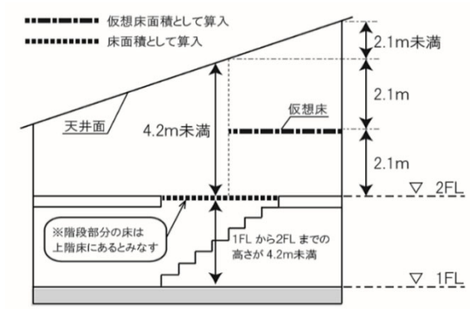 	貴見の通りです。 階段部分の床は上階床にあるとみなし、当該床面からの天井高さが4.2m以上の場合には仮想床として床面積に算入します。また、基準法で床面積に算入しない開放されたロフトやそれに続く固定階段はないものとみなし判断を行うこととなります。	2025年4月

番号	表題	質問	回答	公表日
9	木造の外皮計算における建材等の厚さの考え方について	木造の外皮標準計算における建材等の厚さについて、下図のように断熱材と熱橋の厚みが異なる場合、どのように計算すればよいか。 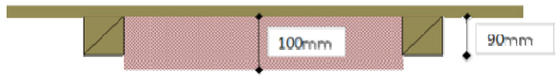 	断熱材の厚さについて熱橋部分の厚さを超える部分は算入できません。熱橋部分の厚さを超える断熱材の厚さを算入する場合には、任意評定等の取得が必要となります。	2025年4月
10	小屋裏収納における仮想床の判断について	図のように、下部の空間との間に建具等がない小屋裏収納（熱的境界の内側に存し、建築基準法で定める延床面積及び階に算入されないもの）は、当該小屋裏収納の床はないものと判断し、小屋裏収納部分の天井高も含め、仮想床の判断を行う必要があるか。 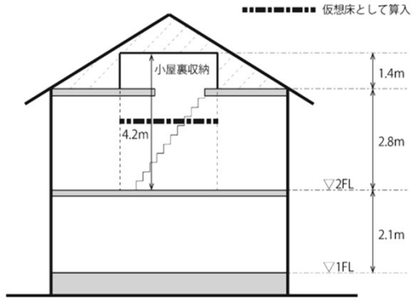 	貴見のとおりです。なお、小屋裏収納部分が建具等で室内と区画されている場合は、小屋裏収納部分の天井高を考慮せず、仮想床の判断を行うことができます。	2025年4月
11	住宅の共用部分の計算について	複合建築物の住宅の共用部分のエネルギー消費性能を計算するにあたり、当該部分の計算は非住宅部分の計算とは別に行う必要があるか。	住宅の共用部分の計算はエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）標準入力法を用いて行うが、非住宅部分とは別に計算を行う必要があります。 なお、住宅の共用部分については省略することも可能です。	2025年4月
12	長屋における共用系統の照明の扱いについて	確認申請の建物用途が長屋（用途区分コード08021）において共用系統の照明が存在する場合、当該照明を共用部として計算することは可能か。	可能です。その場合の計算方法は共同住宅の共用部と同様です。 なお、共用部を考慮せずに単位住戸の合計で判断することも可能です※。 ※BELS（ZEH-M）及び 認定低炭素については扱いが異なります。	2025年4月
13	共同住宅におけるゲストルームの計算方法	共同住宅に居住していない者が短期間滞在するための室（ゲストルーム）が共用部分に存する場合の計算はどのように行うのか。	共同住宅の共用部であるため、標準入力法で行います。その際、室仕様入力シートの建物用途に共同住宅を選択します。室用途については、大分類にホテル等を、小分類に客室を選択することが考えられます。	2025年4月

番号	表題	質問	回答	公表日
●WEBプログラム				
1	住宅の計算手法の適用について	非住宅の計算において、住宅の計算で用いる開口部の熱貫流率又は日射熱取得率は使用することは可能か。	現時点では、使用することはできません。ただし、非住宅のプログラムマニュアルに記載されているJISやISOと同じ試験や計算を根拠とするものは可能です。	2022年4月
2	JIA認証について	JIA認証を取得している以下の機器は、入力マニュアルに規定されている各設備機器の規格を認証内容に包含していると考えてよいか。 □空気調和設備 ・温水ボイラ：JIS S 2112で規程された家庭用ガス温水熱源器 ・FF 式暖房機等：JIS S 2122 で規定された家庭用ガス暖房機でJIS S2092に規定されている給排気方式の区分が密閉式強制給排気式のもの。 □給湯設備 ・ガス給湯機 ・ガス給湯暖房機	貴見の通りです。	2022年4月
3	JHIA認証について	JHIA認証を取得している以下の機器は、入力マニュアルに規定されている各設備機器の規格を認証内容に包含していると考えてよいか。 □空気調和設備 ・FF 式暖房機等：JIS S 2031 で規定された密閉式石油ストーブ。 □給湯設備 ・石油給湯機（給湯単機能） ・石油給湯機（給湯機付ふろがま）	貴見の通りです。	2022年4月
○WEBプログラム（評価の対象となる設備等）				
1	評価の対象外となる室	評価の対象外となる室については、その室の環境維持等のためにある空気調和設備等に加え、外皮についても入力する必要がないということでよいか。	貴見の通りです。	2018年4月
2	評価の対象となる設備	洗濯用に給湯するために設置される給湯設備は評価対象となるか。	洗濯用の給湯設備については、標準的な使用条件を設定することが困難なものと考え、評価対象外とします。	2018年10月
3	評価の対象外となる設備	「給湯栓を有しない給湯設備（7号給湯器等）」とはどのような機器を指すのか。	写真に示すようなふろ専用のガスふろがまが該当し、 浴槽と直結して設置され、自然循環で浴槽の水を沸かすもので、 乾電池のみ使用しているものを指します。 	2020年10月
4	評価の対象外となる室	プログラムマニュアルに記載された「大学や研究所の実験室等において、温熱環境や空気質等を高度に制御する必要がある室（クリーンルーム等）」の「等」には、「恒温恒湿室」「バイオセキュリティ室」などが該当すると考えて差し支えないか。また、大学や研究室以外の建築物においても同様と考えて差し支えないか。	一般的に例示の室については建築物の用途に関わらず特殊な環境を維持する必要がある室と考えられるが、当該室に設置される設備仕様等を確認したうえで該当すると判断できる場合は評価対象外とする事は可能です。	2022年4月

番号	表題	質問	回答	公表日
5	非住宅における計算対象外となる室が存する場合の太陽光発電設備の評価について	計算対象外となる室が存する場合の太陽光発電設備（売電されていない場合に限る。）の評価はどのように行うのか。	計算対象外となる室を含めて、全システム容量を年間電力消費量もしくは延べ面積で按分して評価することになります。年間電力消費量にて按分する場合、別紙2の太陽光パネルのシステム容量 宣言書（参考様式）を活用等することも可能です。 なお、計算対象外となる室に発電された電力が供給されないことが明らかな場合には按分の必要はありません。	2024年4月
6	同一敷地内に複数棟が存在する場合の太陽光発電設備の評価について	同一敷地内に省エネ適合性判定の適用除外建築物を含む複数の棟が存在し、電源系統が同一の太陽光発電設備（売電されていない場合に限る。）から複数棟に電力供給が行われる場合の評価はどのように行うのか。	適用除外となる建築物を含めて、マニュアルに記載されるとおり、全システム容量を年間電力消費量もしくは延べ面積で按分した値が計算対象建築物に寄与するシステム容量と考え評価することになります。年間電力消費量にて按分する場合、別紙3の太陽光パネルのシステム容量 宣言書（参考様式）を活用等することも可能です。 なお、適用除外となる建築物に発電された電力が供給されないことが明らかな場合には按分の必要はありません。	2024年4月
7	送配電インフラが未整備の地域に立地する建築物の建築物省エネ法上の取扱いについて	山小屋（登山道の中腹に位置し、飲食・物販や休憩・宿泊及び避難の用に供する建築物）や海小屋（沿岸部に位置する漁師等の休憩小屋）は建築物省エネ法の一次エネルギー消費量の算定対象外となるか。	建築物省エネ法の省エネ基準において想定する標準的な室使用条件は、送配電インフラが整備された建築物を対象とした実態調査を基に設定されているため、山小屋や海小屋のうち、送配電インフラが未整備のため系統からの電力供給がない地域に立地するものについては、エネルギー使用実態が基準と大きく乖離する可能性が高いことを鑑み、当分の間、建築物全体を一次エネルギー消費量の算定対象に含まないものとして取扱って差し支えありません。 なお、地域として送配電インフラが整備されているにも関わらず、系統電力とはあえて接続せず、付属する太陽光発電設備等により独立した電源供給を達成しようとする建築物（いわゆる「オフグリッド住宅」など）については、実際の運用状況が不明であり、適合義務の抜け道として悪用される懸念もあることから、当面は、本取扱いの対象とはせず、建築物全体を計算対象とします。	2025年4月
8	空気膜構造の外皮を有する建築物の建築物省エネ法上の取扱いについて	二重構造の膜の内部に常時空気を送り込むことで形状を維持する建築物は、建築物省エネ法の適用除外または一次エネルギー消費量の算定対象外となるか。	内部空間を居室として利用し、かつ、高い開放性を有しない建築物については、建築物省エネ法の適用除外とすることはできません。ただし、「形状を維持するために膜の内部に常時外気導入し、建築物の屋内空間を空調しないもの」かつ「屋根・壁一体となって膜で構成されており、異素材の柱又は壁を有しない」ものについては、当分の間、建築物全体を一次エネルギー消費量の算定対象に含まないものとして取扱って差し支えありません。	2025年4月
9	工場における昇降機の評価について	生産エリア等の一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分がある工場に設置される昇降機について、「建築物のエネルギー消費性能の算定に係る運用について（技術的助言）令和5年10月11日 国住参建第 2270 号・国住生第197号」第３（１）に記載される算定対象としない建築物の部分に附属して設置される昇降機に該当するものとして取り扱ってよいか。	工場内に生産エリア等の一次エネルギー消費量の算定対象としない部分が存在し、当該部分と一体不可分として利用される昇降機に限り該当するものとし、当該昇降機を算定対象としない建築物の部分と取り扱うことが可能です。なお、工場において、建築基準法上の用途が工場以外の用途が適用されるエリアに設置される昇降機については、一体不可分として利用されるものとして扱いません。また、工場に限らず、冷凍倉庫や冷蔵倉庫等、一次エネルギー消費量の算定としない部分が存在する場合にも同様の取り扱いが可能です。	2025年4月
10	複数用途建築物における共用部分の取り扱いについて	複数用途建築物において、複数の用途が共用する共用部分（建築基準法上、共用部分の用途の範囲が明確に示されないものに限る。）がある場合の省エネ計算上の建物用途（又はモデル建物）の適用の判断はどのように行うのか。	標準入力法における各室の建物用途及びモデル建物法におけるモデル建物の適用は、原則として、共用部分を共用する用途で、共用する用途ごとの床面積（共用部分は除く）が最も大きい用途に共用部分のすべてが属するものとします。なお、建築物の計画から想定される共用部分の利用状況に照らして、これにより難い事情がある場合は、理由を明確にしたうえで適切な用途に属するものとすることも可能です。	2025年4月

番号	表題	質問	回答	公表日
●モデル建物法				
1	その他	複数用途建築物において、建築基準法施行規則別紙に記載された建物用途に応したモデル建物が同じ場合でも、建物用途毎に計算を行ってもよいか。	貴見の通りです。	2021年4月
2	その他	入力マニュアルP. x iiiに 『建築基準法の用途区分において、駐車場部分も含めて用途区分コード08490の「自動車車庫」以外が割り当てられている場合』「屋外駐車場」は入力対象外と示されているが、工場モデルを適用した建築物に用途区分コード「08490自動車車庫」が割り当てられていない駐車場、駐輪場、荷卸し場の用に供する部分がある場合、当該部分はどのように評価すればよいか。	「工場モデル」を適用した建築物または部分については、駐車場、駐輪場、あるいはこれと同様のエネルギーの使用状況と判断される荷卸し場等は、「屋外駐車場又は駐輪場」に該当するため照明設備を評価対象としてください。	2021年4月
3	増改築時のモデルの選択について	同一用途における増改築の際、増改築部分に適用するモデル建物の選択はどのように考えればよいか。	既存部分を含めた建築物全体の建築基準法の用途及び室の有無に従って対応するモデルを選択してください。 【例①】 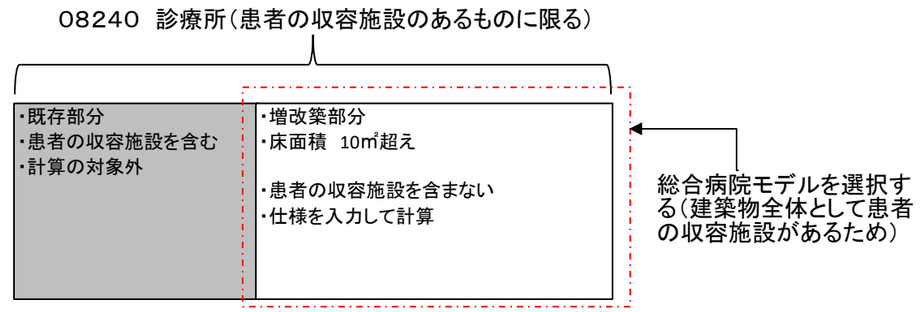 【例②】 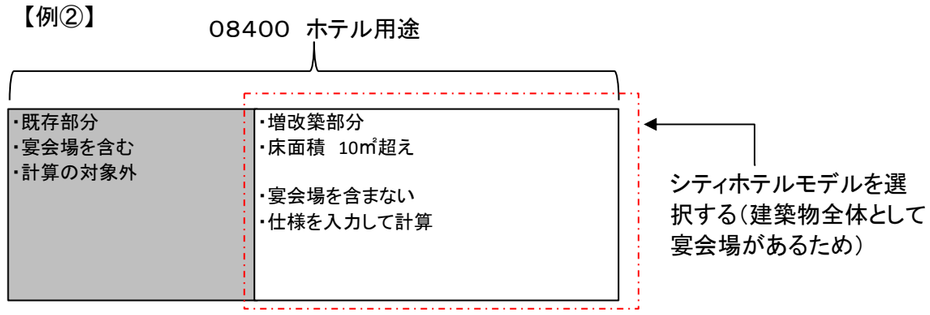 	2023年10月

番号	表題	質問	回答	公表日
○モデル建物法（基本情報の入力）				
1	基本情報	モデル建物法における計算対象部分の床面積は、建築基準法上の延べ面積と一致させる必要はないと解してよいか。	貴見のとおりです。 計算対象部分の床面積の考え方は、建築基準法上の延べ面積とは以下の点が異なります。 ・建築基準法の延べ面積に算入されない部分についても、計算対象設備がある場合には算入します。 　バルコニー、ベランダ、屋外階段、開放廊下等の建築基準法上、部分的に面積不算入とする部分に、例えば、照明設備が設置されていた場合は、部分的に面積不算入とした部分に関わらず、計算対象部分の床面積に算入します。 ・評価の対象とならない室の床面積は、計算対象部分の床面積に算入する必要はありません。	2018年4月
2	基本情報	モデル建物法における計算対象部分の床面積は、高い開放性を有する部分の床面積を算入するのか。	貴見の通りです。高い開放性を有する部分は基準適合義務の対象及び大規模非住宅の対象を判断するための規模の算定を行う場合に限り当該部分の床面積を除きますが、ご質問の計算対象部分の床面積には算入します。	2018年4月
3	基本情報	同一階で、空調室の中に非空調室がある場合、計算対象部分の空調対象床面積については床面積に算入されない非居室の上部は考慮せず、平面図のとおりとしてよいか。	空調対象床面積は、平面図の空調室面積から非空調室面積を除いた床面積としてください。 ＜平屋建て＞ 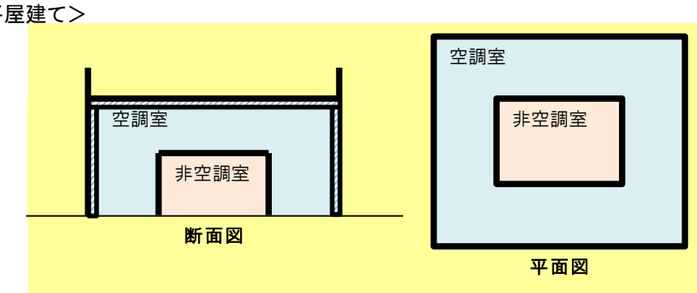 	2018年4月
4	基本情報	最上階が最大の床面積となり、かつ、その一部分の階高が異なる場合において、立上がり部分（下図の丸部分）は、外周の長さの算定に含める必要があるか。 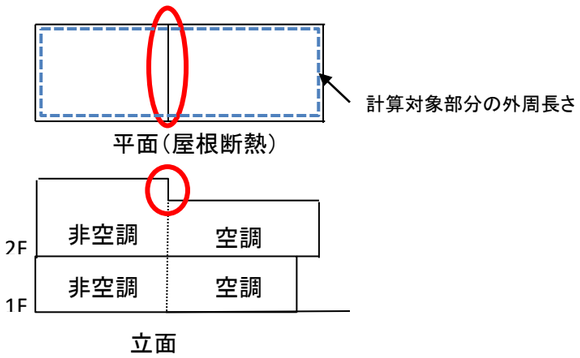 	計算対象部分の外周長さは床面積が最大の階（下図では2F)における階全体の外周長さとされているため、当該立上がり部分の長さは、計算対象部分の外周長さには含めないこととなります。最上階が天井断熱で天井高さに段差がある場合の立上がり部についても、同様となります。	2018年4月

番号	表題	質問	回答	公表日
5	基本情報	最上階が最大の床面積となり、かつ、その一部分の階高が異なる場合において、立上がり部分（下図の丸部分）は、計算対象部分の非空調コア部の長さの算定に含める必要があるか。 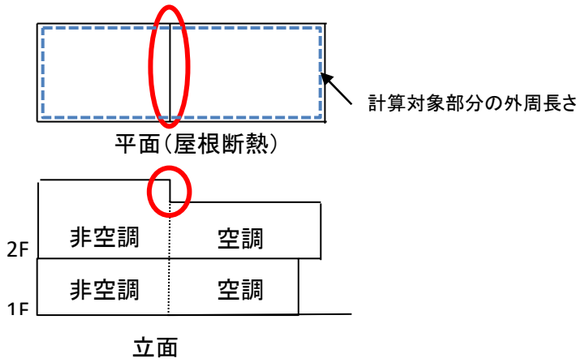 	非空調コア部の長さは、プログラム内の計算において、計算対象部分の外周長さに対する比を算出するために使用されるため、非空調コア部の外周長さにも含めないこととなります。 最上階が天井断熱で天井高さに段差がある場合の立上がり部についても、同様となります。	2018年4月
6	基本情報	敷地の高低差により、床面積が最大の階で、ある外壁の一部が地盤面に接している場合（例えば、下半分が地盤面に接している場合等。下図参照）、その部分は外周長さと非空調コア部の長さを算出する際に含めるのか。 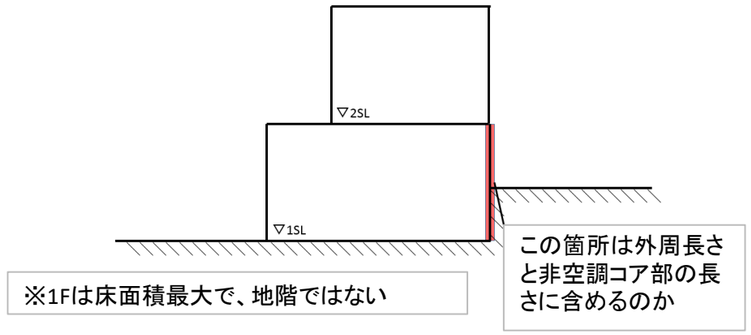 	当該階において、方位別の外皮面積（様式B-3 ⑤）に算入している部分があれば、計算対象部分の外周長さ（様式A ⑭）と計算対象部分の非空調コア部の長さ（様式A ⑮）に算入します。	2018年10月

番号	表題	質問	回答	公表日
○モデル建物法（外皮の評価）				
1	複数用途建築物	建築物用途の境界線上にある壁・床・天井について、当該壁等の反対側が冷凍庫や冷蔵庫の場合は当該壁等を外皮とみなして計算する必要があるか。	建築物の外皮性能として計算する必要はありません。	2018年4月
2	入力の省略	モデル建物法において、空気調和設備の設置がないため、外皮に関する入力を省略してよいか。	適合性判定においては、外皮基準についての適合確認は不要であるため、省略することは差支えありません。ただし、複数用途建築物について、一方には空気調和設備があり、外皮を入力しており、他方には空気調和設備がなく、外皮を省略している場合、計算結果のBPIが適切に表示されません。（なお、単独用途であれば未記入の入力シートをアップロードすることでBPIは「—」表示となります。）	2018年10月
○モデル建物法（空気調和設備等の入力）				
1	設備共用時の按分	各設備において用途別に按分する場合、その根拠資料を添える必要があるか。	各設備の性能に関し、入力する数値を別途計算する場合（按分する場合など）には、根拠資料を添える必要があります。	2018年4月
2	給湯	多目的便所にオストメイトの方のための専用の流し設備（例：オストメイトパック（流し内部に腹部等の洗浄を目的とした専用の電気温水器を組み込んだもの））を設けることがある。これらは常時使用されることが想定されない、特殊な用途のための設備に該当するため、評価対象外としてよいか。	オストメイトパックに組み込まれた電気温水器については、常時使用されることが想定されない、特殊な用途のための設備に該当すると考え、評価対象外とします。標準入力法においても同様。	2023年10月
3	給湯	給湯設備の評価において、学校の家庭科室に設けられる複数の調理台（教師用・生徒用）へ給湯するための専用給湯設備（給湯能力50号程度の業務用給湯器）は評価の対象となるか。	モデル建物法のプログラムマニュアルには、「「洗面・手洗い」、「浴室」、「厨房」の判断については、省エネルギー基準で想定している標準室使用条件と照らし合わせて判断をすることを基本とする。」と記載されており、事務所や老人ホーム内に設置されている家庭用程度の湯沸し（流し台・ミニキッチン等）のための給湯設備は評価対象外とされております。学校の家庭科室に設けられる複数の調理台についても、同様の判断の下、評価対象外となります。	2018年4月
4	給湯	事務所ビルの給湯室や休憩室に設置されている、飲用・洗い物用の給湯設備は評価対象となるか。	手洗い・洗面、業務用の厨房に該当しない給湯設備については対象外です。	2018年10月
5	空調	モデル建物法において、階数に算入されない塔屋は外皮に関する各項目（階数・階高の合計・外皮面積）の算定対象外であるが、当該部分に空気調和設備が設置される場合、評価の対象とする必要があるか。	対象とする必要があります。塔屋の省略は外皮に関する項目にのみ適用されます。空気調和設備等に関しては入力の対象となります。なお、空気調和設備の設置があれば、塔屋の床面積を空調対象床面積に算入する必要があります。具体的には、様式A（ 基本情報入力シート）の⑩⑪に算入されることとなり、塔屋部分の外皮に係る入力（様式B1～3）は不要となります。	2019年4月

番号	表題	質問	回答	公表日
6	空調	全熱交換器が設置される建築物にて全熱交換器の合計風量に対して、空調室の給排気バランスに影響する送風機の合計風量が大きいことが明白な場合は様式C－2の作成を省略することは可能か。	全熱交換器の採用率が＜0．8となることが計算書等により示される場合は様式C-2の作成を省略できます。 なお、全熱交換器を「無」とした方が不利側の計算になるとは限らないため、8割未満であることの検討を省略することはできません。 全熱交換器の採用率の計算式は、以下の通りとなります。 全熱交換器の採用率＝ 全熱交換器を通過する外気量合計・・・1） / 外気量合計・・・・2） 1）全熱交換器を通過する外気量合計（※1）　∑（台数（②）　×　設計給気風量（③）） 2）外気量合計（※2）：以下の値のうち大きい値 ＝∑（台数（②）　×　設計給気風量（③）），∑（台数（②）　×　設計排気風量（④）） ※1：様式C-2の⑤⑥が記載された送風機を対象として計算を行なう。 ※2：全ての送風機を対象として計算を行なう。 注：式中（）内の〇数字は、様式C－2の最上部の番号を指す。 上記の考え方は、様式C-3,様式C-4についても同様となります。	2019年4月 2022年4月追記
7	照明	アンビエント照明が全てコンセント接続である場合は、照明設備は評価しなくてもいいのか。	入力マニュアルより明確に評価対象から除外されると判断できる照明器具を除き、設計図書上にその配置や仕様等が記されている照明器具はアンビエント照明、タスク照明に係わらず評価対象となります	2019年4月
8	太陽光発電の入力方法について	太陽電池アレイのシステム容量よりもパワーコンディショナの容量が小さい場合にあってもパワーコンディショナの容量に依らず太陽電池アレイのシステム容量を入力してよいか。	貴見のとおりです。	2023年10月
9	空気調和設備	モデル建物法においてFCUを様式C=4の空調送風機として入力する必要があるか。	様式C-4においては、個別熱源空調の室内機と同等に扱い、入力不要となります。	2021年4月
〇標準入力法				
1	給湯	標準入力法において、給湯計算対象室とは、「給湯設備を利用する可能性がある人が存在する居室」と定義されているが、共用の浴室の「給湯設備を利用する可能性がある人が存在する居室」はどこになるか。	浴室、脱衣室、休憩室を給湯計算対象室としてください。ただし休憩室がない場合は浴室、脱衣室を給湯計算対象室としてください。個室の浴室については、個室が給湯計算対象室になります。	2018年10月
2	空気調和設備	様式1「（共通）室仕様入力シート」④階高の入力をする際に、最上階床スラブ上面から天井断熱の下端までの寸法を用いた場合、様式2-4「（空調）外皮仕様入力シート」の外皮面積の根拠となる階高も最上階床スラブ上面から天井断熱の下端までの寸法を用いる必要があるか。	審査の合理化のため、様式2-4の外皮面積の根拠となる階高については、様式1④階高と同じ寸法を用いるのが望ましいです。	2021年4月
3	空気調和設備	ビル用マルチエアコンにおいて、熱源群が冷暖切替運転を行うシステムだが、熱回収利用することで室内機ごとに冷房・暖房の混在運転が可能であるものは、冷暖同時供給が可能な熱源機器に該当すると考えてよいか。	貴見の通りです。 標準入力法の熱源入力シート（様式2-5）の「②：冷暖同時供給有無」の入力は「有」とする必要があります。	2023年4月

■法第20条第一号の適用除外用途の整理

法第20条第一号　居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

※居室の有無、空気調和設備の設置の有無にかかわらず、適用除外となる。

	①居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がない用途 （居室を有さずかつ、空気調和設備（冷暖房）を設ける必要がない用途に供する建築物）			②高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途		
	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ
細分類	物品（機械等を含む）を保管又は設置する建築物で、保管又は設置する物品の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がないもの	動物を飼育又は収容する建築物で、飼育又は収容する動物の性質上、内部空間の温度及び湿度を調整する必要がないもの	人の移動のための建築物			
政令で例示された用途	自動車車庫、自転車駐車場、堆肥舎	畜舎	公共用歩廊	観覧場（※）	スケート場、水泳場、スポーツの練習場（※）	神社、寺院（※）
国住建環第215号、国住指第4190号平成29年3月15日付け技術的助言で掲載されている用途	常温倉庫、危険物の貯蔵庫（常温）、変電所、上下水道に係るポンプ施設、ガス事業に係るガバナーステーション又はバルブステーション、道路の維持管理のための換気施設、受電施設、ポンプ施設　等	水産物の養殖場又は増殖場（常温）		（※）以下の1）又は2）のいずれかの要件を満たす必要がある。 また、上記用途に限らず、以下の1）又は2）のいずれかの要件を満たす建築物は適用除外となる。 ・壁を有しないこと ・内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上である部分のみで構成されていること。		

■複数用途の扱いについて

・①用途のみの複数用途建築物は適用除外となる。
・②用途のみの複数用途建築物は適用除外となる。
・①用途と②用途の複数用途建築物は適用除外とならない。

建築物省エネ法（以下「法」）第２０条➤適用除外の考え方　（施行令第４条関係）

第２０条第一号（適用除外）

居室を有しないこと又は**高い開放性を有する**ことにより、**空気調和設備を設ける必要が無い**ものとして**政令**で定めるもの

注）建物全体が適用除外の用途である場合に限る

施行令第４条（適用除外）

第一号

【主旨】建物内部での、**人の継続的な活動が想定し難い**もの

- 自動車車庫、自転車駐輪場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊
- その他これらに類するもの

第二号（※1）

【主旨】**壁を有しない**ことその他**高い開放性を有する**もの

- 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場、神社、寺院
- その他これらに類するもの

空調の要否や有無等を踏まえた、法第20条第一号の判断フロー

空調の有無に関わらず →

技術的助言（※2）等への記載が・・ある

倉庫若しくは危険物の貯蔵場のうち常温（※3）のもの、変電所、上下水道に係るポンプ施設、ガス事業に係るガバナーステーション若しくはバルブステーション、道路の維持管理のための換気施設、受電施設、ポンプ施設、又は、水産物の養殖場若しくは増殖場で常温（※3）のもの、農産物の貯蔵に供するもので常温のもの（※3）、農業の生産資材の貯蔵に供するもので常温のもの（※3）

空調の有無に関わらず →

法第20条で **適用除外**

注）施行令第4条第一号及び第二号の複数用途建築物については、適用除外とならない。

※1）施行令第4条第二号に記された用途の内、以下の1）又は2）のいずれかの要件を満たす必要がある。また、その他これらに類するものとして、以下の1）又は2）のいずれかの要件を満たす建築物は適用除外となる。

・1）壁を有しないこと

・2）内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上である部分のみで構成されていること。

※2）「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の施行について（技術的助言）」（国住建環第215号国住指第4190号　平成29年3月15日）

※3）常温とは、空調設備が設置されていない、あるいは人のためとなる空気調和設備のみが設置されている事をいう。

別紙２　省エネ適判部会 QA 集_非住宅
〇WEB プログラム（評価の対象となる設備等）No. 5
（参考様式）

太陽光パネルのシステム容量　宣言書（案）

年　月　日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関　殿

申請者（建築主）
住所

太陽光発電設備を申請建築物の計算対象内外で共有しているため、下表のとおり、年間電力消費量より太陽光パネル容量を算出する。

申請建築物の計算対象の年間電力消費量：a	2000（kWh）
申請建築物の計算対象外の年間電力消費量：b	3000（kWh）
年間電力消費量（合計）：c=a+b	5000（kWh）

※太陽光パネルの方位角や傾斜角等の詳細情報については別添参照

別紙２　省エネ適判部会 QA 集_非住宅
〇WEB プログラム（評価の対象となる設備等）No.6
（参考様式）

太陽光パネルのシステム容量　宣言書（案）

年　月　日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関　殿

申請者（建築主）
住所

太陽光発電設備を同敷地内の申請建築物と別棟で共有しているため、下表のとおり、棟別の年間電力消費量より太陽光パネル容量を算出する。

申請建築物の年間電力消費量：a	2000（kWh）
別棟の年間電力消費量：b	3000（kWh）
年間電力消費量（合計）：c=a+b	5000（kWh）

※太陽光パネルの方位角や傾斜角等の詳細情報については別添参照